

# WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業 （個別最適な学習環境の構築に向けた研究開発事業） 委託要項

令和 4 年 7 月 2 9 日  
初等中等教育局長決定  
令和 5 年 2 月 7 日改正  
令和 6 年 1 月 31 日改正

## 1. 趣旨

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（以下「WWL 事業」という。）では、これまで各カリキュラム開発拠点校において、Society5.0 をリードし、SDGs の達成を牽引するイノベーティブなグローバル人材育成を目指して、国内外の高校や大学と連携したネットワーク（AL ネットワーク）を構築し、文理横断的な高度かつ多様な科目等の学習プログラムを開発してきた。また、WWL 事業以外においても、各高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）において先進的な学習プログラムを開発、実践してきている。

今後、「Society 5.0 に向けた人材育成」大臣懇談会報告書（平成 30 年 6 月 5 日）において提言されている、AP（アドバンスト・プレイスメント）も含む高度かつ多様な内容を個人の興味・特性等に応じて履修可能とする学習プログラム / コースの実現及び高校生 6 万人あたり 1 か所を目安とした各都道府県における高等学校等の拠点校の整備のための高度な学びを提供する WWL コンソーシアムの構築に向けて、これまでの WWL 事業等により開発した学習プログラムを共有できる環境の構築が不可欠である。そのため、高度な学びを希望する高校生がオンラインで学習できるように、WWL 事業をはじめ、様々な学校において開発・実践している文理横断的な高度かつ多様な科目等の学習プログラムについて、自校のみならず、自校以外の学校に在籍する高校生に対しても提供可能となる仕組みの開発を推進する。

## 2. 委託内容

イノベーティブなグローバル人材育成に資する文理横断的な高度な学びを提供するカリキュラムによる授業や学校によっては開設されていない教科科目など多様な科目等の学習プログラムについて、自校のみならず、自校以外の高校生に対しても提供することができるように、ライブ配信による同時双方向型の合同授業の実施又は EdTech などのシステムを活用したオンデマンド形式による自学

自習機会の確保など、当該コンテンツを高度な学びを希望する高校生がオンラインで学習できる新しい仕組みの開発に係わる調査研究を行う。

### 3. 委託先

本事業の委託先は、高等学校等設置者（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあつては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）を「実施機関」と称し、事業への申請は、実施機関が文部科学省に行う。ただし、調査研究の内容によっては、大学設置者（国立大学にあつては当該大学を設置する国立大学法人、公立大学にあつては当該大学を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立大学にあつては当該大学を設置する学校法人）を「実施機関」として申請することも可能とする。

### 4. 委託期間

委託期間は、原則として3年間とする。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとする。なお、年度ごとの実績や、翌年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された調査研究を次年度の対象とする。また、国の財政事業や事業の評価結果等により、当該実施期間を必ず保証するものではないことに留意すること。

### 5. 委託手続

- (1) 委託内定後、委託を受けようとする実施機関は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、事業計画書を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、実施機関から提出された事業計画書等の内容を確認し、適切であると認めた場合、当該実施機関と委託契約を締結する。なお、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

### 6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本取組に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、人件費、設備備品費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 本事業の実施過程において、事業計画の内容を変更する必要があるときは、事業計画変更承認申請書により速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による経費区分間の流用で、経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合はこの限りではない。
- (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書

類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

## 7. 再委託

- (1) 委託を受けた本取組の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、再委託することが本取組を実施する上で合理的であると認められるものについては、一部を再委託することができる。
- (2) 委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託承認申請書を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託先の相手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

## 8. 事業完了（廃止）の報告

- (1) 委託先は、本取組が完了したとき、又は廃止の承認を受けたときは、収支金額を確定の上、完了の日又は承認の日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、詳細に記載した事業完了（廃止）報告書、支出を証明できる領収書等の写し及び収支簿（原本証明をしたもの）を文部科学省に提出すること。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記（1）の事業完了（廃止）報告書のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 成果物については、委託先においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8.により提出された事業完了（廃止）報告書について、調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記（1）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

## 10. 委託の取消し

- (1) 文部科学省は、委託先が委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託を解除することができる。
- (2) 文部科学省は、上記（1）による場合で、概算払により既に経費を支出した場合については、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。
- (3) 上記（1）により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。

### 1 1. オンライン授業実施に係る特例

教科・科目充実型としての遠隔授業・オンライン学習による調査研究を行う場合にあっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付 27 文科初第 289 号初等中等教育局長通知）により、受信教室に当該高等学校等の教員を配置すべきこととされている教員を配置せずに実習助手や学習支援員等の教員以外の当該高等学校等の職員を配置することも可能とする。

この場合、実習助手や学習支援員等の職員は、受信教室が置かれる高等学校等の責任において、受信教室における安全管理や、オンライン授業に係る機器に不具合が生じた場合の対応、学習支援の対応などを行うことが必要となるため、当該職員については高等学校等の校長の指揮監督下にあることが必要となる。

### 1 2. 著作権等

委託先は、本取組により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。

### 1 3. その他

- (1) 文部科学省は、委託先による本取組の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、必要があると認めたときは、委託先に対して本取組の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- (3) 本事業によって実施する取組が、他の事業の委託費又は補助金等による財政的措置を受けている場合は、本事業経費として支出することはできない。
- (4) 実施機関は、成果のWEB上での公開や成果報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。
- (5) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、実施機関の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (6) 実施機関は、本事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (7) この要項に定めのない事項で本取組の実施に必要な事項は、初等中等教育局委託事業事務処理要領による。